

赤坂子ども中高生プラザ

I 港区立赤坂子ども中高生プラザ・学童クラブ概要

1. 基本理念及び運営方針

(1) 基本理念

赤坂子ども中高生プラザ（以下、「プラザ」という。）は、児童を権利行使の主体としてとらえ、港区立子ども中高生プラザ条例（以下、「条例」という。）に基づき、下記の基本理念を掲げ、子どもの権利を擁護し、健やかな成長を願って事業の運営を行っていきます。

- ① のびのび楽しく過ごす心を持ち、ありのままの自分に力があることを自覚し、自主的に活動を進められるように支援します。
- ② じっくりと考える力が育つことを働きかけ、仲間とともに協力し、自治を作っていく力を育てます。
- ③ 一人ひとりの違いを認め合いながら、人間として温かな心を育むよう支援します。
- ④ 生き生きと健康な身体を作ることを働きかけ、児童の体力増進のための活動を進めます。
- ⑤ 中高生が心地よく過ごせる居場所となるよう環境を整え支援するとともに、自主的に文化、芸術、スポーツ活動の向上を図れるよう、活動を進めます。
- ⑥ 地域の乳幼児や小学生と子育て中の保護者が、主体的に、生き生きと安心して過ごせる場を作ります。
- ⑦ 学童クラブの子どもたちが生活の場として安心して過ごし、個々の力を伸ばせるよう働きかけます。
- ⑧ 地域との連携を深め、協力、交流を行うための組織を作り、活動を進めていきます。
- ⑨ 児童に関わる情報収集に努め、発信、提供の場になれるようにします。

(2) 全体の運営方針

- ① 来館者一人ひとりのベスト・インタレスト（最善の利益）を出発点とした運営を行います。
- ② 地域をステージとした多様な活動に参加できるよう、拠点施設としての運営を行います。
- ③ 児童が友情を育み、仲間と集える新しい居場所を共に作っていく運営を行います。
- ④ 障害のあるなしに関わらず、だれもが自分らしい選択で活動できるノーマライゼーションの考えに基づく運営を行います。
- ⑤ 子育て中の家庭を支援し、親も成長できる共生の視点から運営を行います。
- ⑥ 高齢者施設との交流を深め、世代間交流を促進する運営を行います。
- ⑦ ボランティアの育成を進め、社会参加への機会となる運営を行います。
- ⑧ 利用者の個人情報保護の適正化に取り組むとともに、職員の倫理綱領に基づく行動規範を遵守し、サービスの質の充実を図ります。
- ⑨ 地域に信頼され、親しまれる施設、より一層賑わいのある施設を目指します。

(3) 具体的な方針

条例に基づき、児童が心身ともに健やかに成長し、豊かな情操を育むため、大型児童センターとしての役割を果たしつつ、地域とともに育つ視点から、開かれた施設づくりを進めます。

このため、乳幼児から18歳未満の児童の心のよりどころとなり、かつ居場所として、児童の体力増進、文化・芸術活動の拠点になるよう、企画運営を行っていきます。

- ① 地域とともに育ち、信頼される施設を目指し、開かれた施設づくりを推進します。
 - ・ 児童が安全に、安心して過ごせる施設運営を行います。
 - ・ 児童の遊びや体力増進、文化・芸術の拠点となるような企画と運営を目指します。
 - ・ 児童を優先しつつ、地域のニーズに柔軟に答えられるよう、開かれた施設運営を行います。

- 児童に関する関係機関、なかんづく近隣の機関と連携し、有機的なネットワークを構築します。
- 学童クラブにおいては、児童の健全育成に十分配慮し、更に充実した運営を目指します。
- 港区の「子どもの未来応援施策」実現に向け、中高生の居場所機能を充実させるとともに、小学生の利用時間拡大の検討にも取り組みます。

② いろいろなニーズを持った児童が参加しやすいように、常に利用者の状況を把握し、自主的な活動を支援し、ともに行動しながら、交流する喜びや満足を感じられるような活動内容を提供します。

- 職員の専門性を高め、質の高いサービスを提供します。
- 中高生に対しては、地域等の協力も得ながら、本物の文化、芸術、スポーツなどの素晴らしさを伝えられるような活動を展開していきます。
- 児童が自主的に参加できる場所として、児童の欲求を敏感に捉えながら、自主的な活動を進められるよう、配慮をしていきます。
- 障害児の夏季休業日等の受け入れに、適切に対応し支援します。

③ 高齢者施設との交流を大切にします。

- 併設の高齢者施設を利用される方々と、日常的に自然な交流ができるよう工夫し、世代間交流ができるような活動を企画します。
- 高齢者施設との交流については、ボランティアや見学も行うとともに、併設施設に限らず、近隣の元気な高齢者の利用施設とも連携し、児童がより高齢者福祉に興味、関心を持つことができるような機会を設けます。

2. 利用日時

(1) 赤坂子ども中高生プラザ

条例等に基づき、次のとおり行います。

【時間】 午前9時30分から午後8時

(小学生の利用は、ひとりで帰れる時間を考慮し、「午後6時まで」を推奨)

障害児夏季休業日等支援事業による受入れ拡大 午前8時30分から

【曜日】 月曜日から日曜日

ただし、国民の祝日に関する法律に定める休日、年末年始の12月29日から31日及び1月2・3日は休館とします。

なお、12月29、30日については、「年末施設開放」として午前9時30分から午後7時までの間、開館（施設開放）します。

(2) 学童クラブ

港区学童クラブ運営要綱に基づき、利用日及び時間について、次のとおり行います。

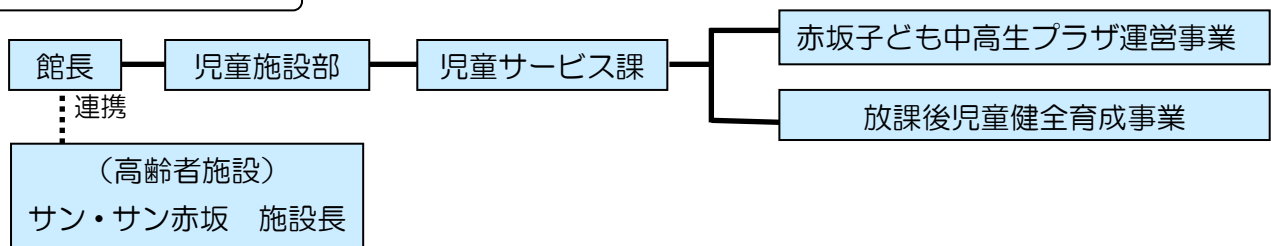
① 月曜日から金曜日 下校時から午後7時

土曜日 午前8時から午後5時

② 学校休業期間中 午前8時から午後7時（但し、土曜日は午後5時、日曜日は休室）

II 運営管理計画

1. 職員組織体制



2. 職員体制

区分	館長	事務員	児童指導員			その他	合計
			プラザ	学童クラブ	子育て広場		
正規・常勤	1		7	3	3		14
非正規	常勤		1			1	2
	非常勤	1	1	3	1		6
計	1	1	9	6	4	1	22

3. 職員業務日課表

(1) プラザ全体の業務日課

時間	利用状況	A 勤務の動き	B 勤務の動き
9:15		A 勤 始業 朝礼 (申し送り・企画行事の確認等) 各部屋の開館準備	
9:30	開館 利用者来館 企画・活動開始	開館 受付業務開始 各部屋の企画・活動開始	
11:30			B 勤 始業 申し送り 各部屋の企画・活動開始
11:50		キッズお昼の体操 (フロント要員除く)	キッズお昼の体操
12:15		昼休憩(交代制)	
13:00		職員ミーティング	職員ミーティング
13:15		各部屋の企画・活動開始	昼休憩 (交代制)
13:30	児童・学童来館		
14:00			各部屋の企画・活動開始
16:00			
18:00	小学生の退館(推奨)	申し送り A 勤 終業	
20:00	企画・活動終了 利用者退館 閉館		企画・活動終了 閉館準備 閉館 申し送り
20:15			B 勤 終業

(2) プラザ全体の業務日課 (学校休業期間中)

時間	利用状況	P 勤務・A 勤務の動き	B 勤務の動き
8:15		P 勤 始業	
8:30	障害児支援事業対象 児童来館	フロント業務開始 障害児支援事業対象児童受付開始	
9:00			
9:15		A 勤 始業 朝礼(申し送り・企画 行事の確認等) 各部屋開館準備	
9:30	開館 利用者来館 企画・活動開始	開館 受付開始 各部屋の企画・活動開始	
11:30			B 勤 始業
11:50		キッズお昼の体操(フロント要員除く)	キッズお昼の体操
12:15		昼休憩(交代制)	
13:00		職員ミーティング (月・木の2日)	職員ミーティング (月・木の2日)
13:15		各部屋の企画・活動開始	昼休憩(交代制)
14:00			各部屋の企画・活動開始
16:30		申し送り	
17:00		P 勤 終業 申し送り	
18:00	小学生の退館(推奨)	A 勤 終業	
20:00	企画・活動終了 利用者退館 閉館		企画・活動終了 閉館準備 申し送り 閉館
20:15			B 勤 終業

(3) 学童クラブの業務日課

時間	月曜日～金曜日の場合	学校休業期間中	土曜日
7:45		Q勤 始業 開室準備	Q勤 始業 開室準備
8:00		開室 児童受け入れ開始	開室 児童受け入れ開始
9:15			A勤 始業
9:45	F勤 始業 申し送り 学童クラブ室 開室準備 申し送り	F勤 始業 申し送り	
10:30	R勤 始業	R勤 始業 昼食の準備 ＜昼食開始＞	＜昼食開始＞
12:15	昼休憩	昼休憩（交代制）	昼休憩（交代制）
13:00	職員ミーティング	昼食後片付け 職員ミーティング（月・木）	
13:15	(K勤始業)児童受け入れ準備 開室 児童受け入れ開始	(K勤 始業)	
14:15	(D勤 始業)	(D勤 始業)	
14:30	おやつ準備	おやつ準備	
15:00	＜おやつタイム開始＞	＜おやつタイム開始＞	
16:00	おやつ後片付け	おやつ後片付け	
16:30		Q勤 終業 申し送り	Q勤 終業 申し送り
17:00	(遠距離)児童の送り①	(遠距離)児童の送り①	閉室
17:45	(遠距離)児童の送り②	(遠距離)児童の送り②	
18:00			A勤 終業
18:30	F勤 終業	F勤 終業	
18:45	閉室準備	閉室準備	
19:00	閉室	閉室	
19:15	R勤、(K勤)、(D勤) 終業	R勤、(K勤)、(D勤) 終業	

3. 職員研修計画

運営方針を具体化し、一人ひとりの利用者のニーズに対応した専門的サービスを提供するため、日常的に職員の資質向上を図っていきます。

このため、法人の職員研修計画に基づく研修のほか、他の児童施設とも連携しながら教育研修を行うなど、計画的に人材育成を進めていきます。

(1) 施設内部研修

- ① 外部講師を招いての専門分野の研修
 - * 児童指導に関する研修
 - * 相談技術に関する研修
 - * その他、必要な専門分野の研修
- ② 事例検討
 - * 関係機関との意見交換

(2) 外部研修

下記の機関・団体が主催する研修に職員を派遣し、職員の経験、知識や技術の程度・段階に応じた研修を受講させることにより資質の向上を図るとともに、資格取得などの支援や他施設の見学などを行います。

- ① 港区児童館等職員研修会
- ② 東京都主催の研修会（ブロック研修等）
- ③ 保健所、消防署等の主催する講習会、研修会
- ④ 東京都社会福祉協議会主催の研修会
- ⑤ 児童健全育成関係民間団体等主催のセミナー、研修会
- ⑥ ノーバディーズ・パーフェクトプログラム「ファシリテーター養成講習」（親支援事業）

4. 会議・委員会等計画

(1) 全体会議

会議名	内容	開催	構成
運営委員会	法人運営管理及び経営の方針についての検討、調整を図ります。	月1回	理事長 専務理事（室長） 常務理事、財務担当理事、顧問 正・副施設長 館長、他管理職
施設課長会	各課の業務及び援助の連絡調整を図ります。	月1回	施設長 館長 副施設長 管理職 指導職
館職員全体会	運営に関する事項の検討・確認、伝達と連絡調整を行います。	年2回 (必要に応じて)	全職員

(2) 高齢者施設・児童施設合同委員会

委員会名	内 容	開催	構成
施設安全	防災に関する教育・訓練、消防計画、防災設備の点検等について調整します。また、利用者が安全で安心な環境で過ごせる建物設備の維持、点検、保守を計画的に行います。 ①防災計画の作成と防災訓練の実施 ②施設安全点検の実施 ③地区防災協議会との合同防災訓練、避難訓練の実施	月1回	委員
広報	広報誌の発行やホームページの掲載など、施設に関する情報提供等を施設内外に行います。	月1回	委員
職員福利厚生	職員の福利厚生のため、互助会活動等を実施します。	随時	委員
高齢者・児童交流	高齢者・児童合同行事を計画し、交流事業を実施します。	月1回	委員
安全衛生	施設、利用者、職員の保健衛生や健康管理について、専門医の意見等を参考に事故予防の検討、調整等を行います。 ①清掃・整理整頓の励行指示と徹底 ②消毒・殺菌（衛生）マニュアルの作成と実施 ③食中毒予防マニュアルの作成 ④事故状況の分析と事故予防策の周知徹底 ⑤感染症マニュアルの作成	月1回	委員
苦情対応	苦情対応事項を検討、課題解決と、対応の改善を図ります。 ①苦情対応システムの構築 ②速やかな苦情対応の実行 ③苦情対応記録の作成と公開	随時	委員
感染症予防	感染症予防対策の点検、確認を行います。	随時	委員

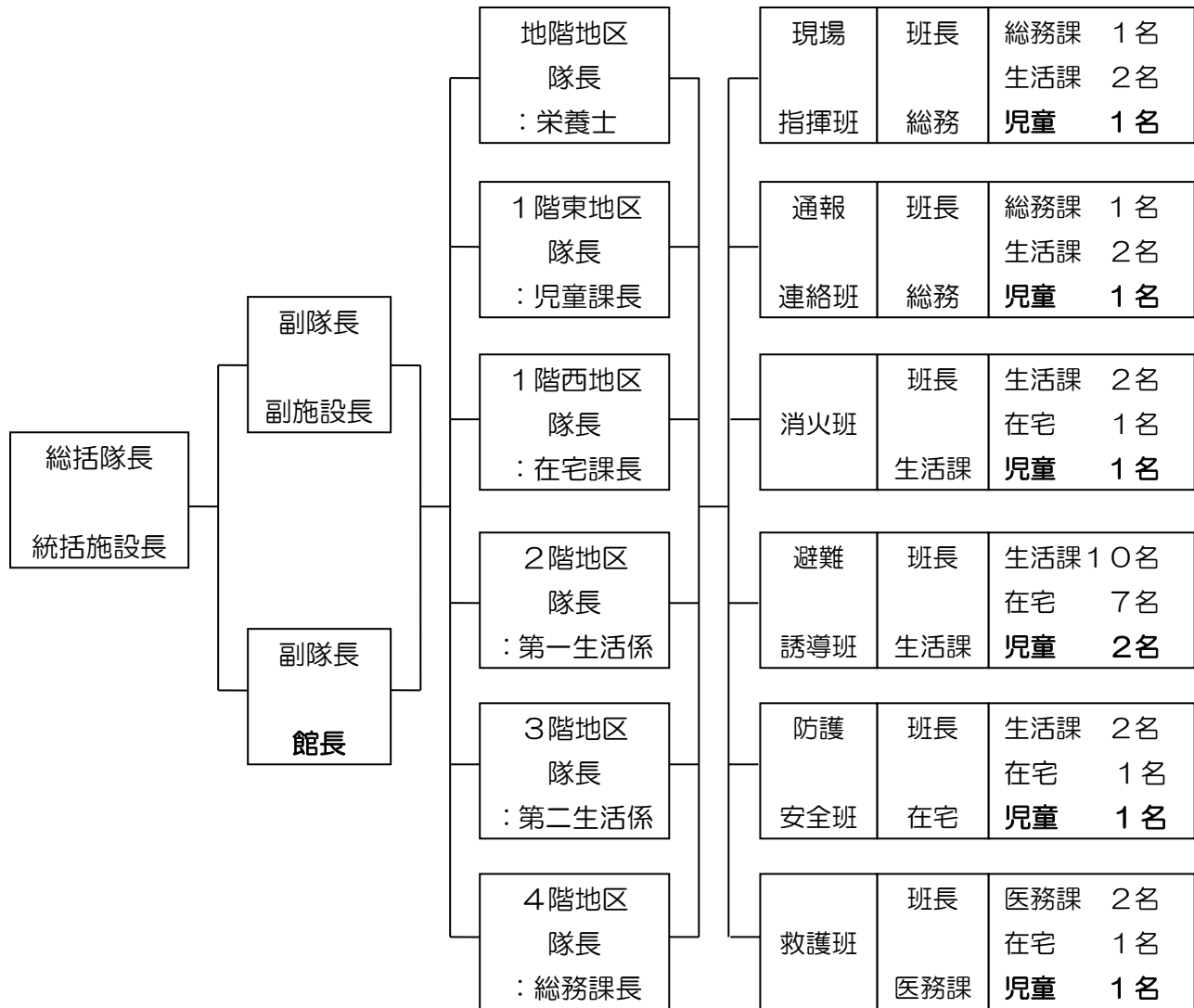
(3) ミーティング

- ① 朝の開館（始業）準備前 朝礼：9：15～16 申送り、午前中の企画行事の確認等
- ② 合同ミーティング：月～木曜日 13：00～ 午後の企画確認、連絡事項等
- ③ 合同ロングミーティング：金曜日 12：30～ 午後以降の企画確認等、課題等を協議検討

※ 学校休業期間中のミーティング：月・木曜日13：00～ 以降の企画確認、課題協議、連絡事項等

5. 防災計画

(1) 自衛消防隊組織図（高齢者施設との共同設置）



* 夜間における自衛消防隊

- 避難誘導応援 警備員 1名
- 指揮通報担当 火元階の介護士 1名
- 避難誘導担当 各階の介護士 3名、看護師 1名
- 初期消火担当 火元階の介護士 1名

(2) 港区との協定

港区と「災害時における要援護者支援に関する協定」を締結し、災害要援護者の支援及び備蓄物資の管理等を行います。また「災害時における港区赤坂子ども中高生プラザの防災体制に関する協定」により、地震等の災害発生時には区民避難所として適切に対応します。

(3) 地域協力

近隣の赤坂氷川町町会及び赤坂福吉町会との災害時相互応援協定に基づき、災害時における支援・協力体制を構築するとともに、定期的な防災訓練を実施し、相互の信頼・協力関係の維持強化を図ります。

また、地区防災協議会等を通じて関係機関・地域団体との密接な協力連携に努めます。

(4) 防災訓練計画

月	種類	内容	備考
4	図上訓練 ビデオ研修	・消火設備概要説明 ・防災ビデオの上映と意見交換	
5	通報訓練 消火訓練	・緊急災害・救急要請時の通報訓練 ・消火器・消火散水栓の使用実施訓練	水消火器手配 消火散水栓
6	通報、消火 避難訓練	・火災発生時の現地確認、通報、初期消火、初動訓練 ・昼間想定の日勤者による避難誘導訓練	メール アドレス確認
7	通報、消火 避難訓練	・火災発生時の現地確認、通報、初期消火、初動訓練 ・夜間想定の日勤者による避難誘導訓練	
8	通報、消火 避難訓練	・大震災から火災発生時の現地確認、通報、初期消火、初動訓練 ・火災は昼間想定の日勤者による避難誘導訓練	メール 送受信訓練
9	通報訓練 消火訓練	・緊急災害・救急要請時の通報訓練 ・消火器・消火散水栓の使用実施訓練	復旧操作訓練
10	総合訓練 合同訓練	・通報、初期消火、初動訓練、避難誘導訓練 ・町会等との合同訓練	消防署指導 町会合同 復旧操作訓練
11	避難訓練	・大地震想定の日勤者による避難誘導訓練	非常食の試食
12	通報、消火 避難訓練	・火災発生時の現地確認、通報、初期消火、初動訓練 ・昼間想定の日勤者による避難誘導訓練	
1	通報、消火 避難訓練	・火災発生時の現地確認、通報、初期消火、初動訓練 ・夜間想定の日勤者による避難誘導訓練	メール アドレス確認
2	通報訓練 消火訓練	・緊急災害・救急要請時の通報訓練 ・消火器・消火散水栓の使用実施訓練	
3	通報、消火、 通報訓練	・火災発生時の現地確認、通報、初期消火、初動訓練 ・昼間想定の日勤者による避難誘導訓練	

*日常における操作訓練

・スプリンクラー、非常通報装置、火災報知器、初期消火体制 等

*上級救急救命講習会への派遣・参加

*災害時防災協定の継続

6. 危機管理

職員が平日頃から安全管理について心がけるとともに、共通認識をもとに対応します。不審者がいる場合には、次のような危機管理にもとづき、児童の安全を図り、指導します。

(1) 不審者情報を受けた場合の連絡体制

施設周辺に不審者等の情報が入った場合には、次のような体制を確保します。

- ① 職員間による状況認識の一致を図り、安全確保のための職員体制を確立します。
- ② 児童・保護者等の利用者に対して、情報を提供し、必要な場合には、職員の指示に従うよう注意を喚起します。
- ③ 安全確保のため、保護者や民生・児童委員、地域活動団体等の協力を仰ぎます。

(2) 不審者の侵入など緊急時の体制

施設内に不審者が侵入した場合などに備え、次のような体制を整備します。

- ① 直ちに職員が連携し協力体制をとり、人身事故の発生を防止します。
- ② 警察や赤坂地区総合支所、隣接する施設及び保護者に対し、直ちに通報し協力体制をとります
- ③ 必要に応じ、非常 110 番通報装置を使用します。
- ④ 児童の避難通路・場所をあらかじめ確保し、周知徹底しておきます。
- ⑤ 不審者侵入時の暗号（館内放送での通報用）を決めて、職員に周知します。

(3) 児童への指導

- ① 児童に対し、犯罪や事故から身を守るため、特に屋外活動（外遊び）に当たっての注意事項について、保護者との共通認識を図り、これにより指導します。
- ② 緊急事態に備え、子ども自身の自己防衛について注意を促し、大声を出して人を呼ぶことや、児童館、小学校、幼稚園、保育園、商店（コンビニ）、民家（子ども 110 番の家）へ避難等の指導を実施していきます。

(4) 非常時訓練の実施

- ① 日頃から非常時に備え、「危機対応マニュアル」を整備し、これに基づき、訓練を適時実施して、職員や子どもたちの心構えと行動に万全を期します。
- ② 施設の「港区児童施設災害時行動マニュアル」、「事業継続計画（BCP）」の運用により、迅速かつ的確な対応に努めます。

Ⅲ 港区立赤坂子ども中高生プラザ運営事業

1、平成 29 年度 運営方針・指導の重点（学童クラブ共通）

(1) 年度運営方針

平成 28 年度来館者数全体数は増加しているが、小学生世代の減少が見られることから、平成 29 年度は「小学生世代を重点対象」とし、子どもたちが個性豊かに成長することの出来る環境づくり・仕組みづくりに重点をおいた運営を図る。

(2) 指導の重点

- ・赤坂子ども中高生プラザに「また遊びに来たい!」と思われるよう、職員との関係づくり企画運営を行います。
- ・館での「挨拶」や「受け答え」がきちんとできるようにすることを目標として掲げ、指導・支援をしていきます。

(3) 主な取り組み

月	企画名	内容	ねらい
4 月	⑨ 新入生対象 館内スタンプラリー	児童が来館した日に、館内出勤職員に名前を尋ねた後、自己紹介をするなどの交流をした後、カードにスタンプがもらえる。スタンプ総数に応じて、入学祝景品がもらえる。	<ul style="list-style-type: none"> ・赤坂子ども中高生プラザを知ってもらう ・職員の顔と名前を覚えてもらう。
7・8 月 夏休み 期間中	⑨ 夏休み スタンプラリー	児童が来館した日に、フロントにてカードにスタンプを押し、9 月に開催する 15 周年記念パーティーにおいて、スタンプ総数に応じて、表彰する。	<ul style="list-style-type: none"> ・赤坂子ども中高生プラザを頻繁に利用してもらう。
8 月	※ アリーナ おばけやしき	アリーナにおいて「お化け屋敷」を楽しむ。	<ul style="list-style-type: none"> ・夏休みの行事として行い、児童にもおばけ役等、本行事に参画し活躍する場とする。
9 月	⑨ ※ 15 周年記念 パーティー	赤坂子ども中高生プラザ開設 15 周年を記念したパーティーを行う。また、夏休みスタンプラリーの表彰式も行う。(全世代対象)	<ul style="list-style-type: none"> ・日頃の感謝を利用者に還元することと、今後も愛着を持って利用を継続してもらう。
3 月	⑨ ※ クラブカーニバル	当館実施クラブ活動のまとめ、および活動の成果を発表する。 (バトン、ダンス、合唱、料理、フットサル、バスケット)	<ul style="list-style-type: none"> ・年間を通して行っている活動の成果を発表し、最後までやり通す根気強さを育て、達成感を得られる場とする。
年 2 回	⑨ ※ 小学生なんで～も 委員会	館内のルールや企画などを発案し、実現できるよう小学生同士で話し合う。	<ul style="list-style-type: none"> ・赤坂子ども中高生プラザの運営に児童自身が参画し、自分たちの「なんで～も」と感じてもらえる場とする。

通年	④ ※ 各部屋 リクエスト企画	職員側から提供する企画ばかりでなく、「小学生なんで～も語ろう会」等を通じて得られた、児童からのリクエストに応える企画を実施する。	・児童の要望が実現する企画を実施し、赤坂子ども中高生プラザが、児童にとって「居場所」と感じてもらえるようにする。
----	-----------------------	--	--

※ は、活動計画内に重複記載。

2. 各部屋の活動方針

(1) ラウンジの活動方針

利用者がのんびりと過ごせるように、机や椅子を配置し、図書・雑誌等を備えます。また、館内で飲食することができる場所として提供します。

利用者が自由に読書や自主学習、談話、ゲーム等を行うことができ、異年齢交流の場として活用することができるよう環境を整え、また支援していきます。

また、ラウンジに中高生対象の学習スペース「学び舎」を設け、中高生の居場所や自主学習を支援します。

- ① 図書に関する活動や、食事を楽しむ場、音楽演奏など、憩いの場所となるような活動を行っていきます。
- ② 利用者のニーズに合わせ図書・雑誌を提供していきます。
- ③ 赤坂図書館と連携し、図書館活動・機能の充実を図ります。

(2) メディアルームの活動方針

パソコン等のメディア機器を用いて、人と人がつながり合うような企画を多く取り入れていきます。また、パソコンの機能を理解し、身近に感じ利用できるように支援します。

- ① インターネットを利用して、必要な情報を選び、それを適切に活用する力を身につけられるように支援していきます。
- ② 大画面テレビでのビデオ・DVD鑑賞会を行います。
- ③ ゲーム大会を開催し、異年齢や多くの友達同士がふれ合う機会をつくります。
- ④ パソコンソフトを使った工作などの創作活動や、パソコン入力を通じたローマ字の学習など、さまざまな体験・学習ができるような企画を実施していきます。
- ⑤ 児童の健全育成にとって相応しくない情報の取得を確実にブロックするとともに、児童の個人情報流出防止に努めます。

(3) クラフトルームの活動方針

児童が自主的に、自由にものづくり活動ができるよう環境を整備し、子どもたちの創造性を育むよう支援します。

- ① 紙工作・木工作・手芸・調理活動など、様々な企画を実施し、創作意欲を培います。
- ② 陶芸をはじめ、普段体験をすることができない造形活動を実施し、新たな興味・関心を引き出せるよう支援します。

(4) スタジオの活動方針

ダンス等ができるスタジオⅠと、バンド活動用の音楽機材をそろえたスタジオⅡで、児童の創造性の発揮及び自己表現の場として環境を整備し、支援します。

- ① 防音設備を生かした、バンドやダンス、演劇などの音楽・表現活動など、多様な活動の場や機会を提供します。
- ② バンド活動は、中高生によるバンド予約会議、登録バンドの集会（バンド総会）、ライブ等を定期的で開催し、自主性や自己決定、調整能力の伸長、学校・学年を超えた仲間作りなど多様な効果が得られるよう支援します。
- ③ 音楽表現活動に興味を持つきっかけになるよう、気軽に参加できる企画を定期的を実施するほか、館内での発表会、館外での発表や様々な層の観客の前での発表など、普段体験できない発表の場・機会を提供します。
- ④ 伝統音楽や文化活動など、様々な分野の活動体験ができる企画を実施します。

(5) アリーナの活動方針

身体を動かす遊びやスポーツ活動を安全に安心して行うことができるよう環境の整備や見守り等を行い、利用者にさまざまなスポーツや遊びを提供します。

- ① 乳幼児がコンビカー、幼児用ボールなどの遊具を使って安全にかつ思い切り体を動かせるよう、環境の整備を行います。
- ② 遊びやスポーツの楽しみが、体験を通じて理解できるよう工夫するとともに、ニュースポーツ等の企画を提供します。
- ③ 企画行事や日常の遊びなどを通じ、異年齢交流を支援していきます。
- ④ 専門性、技術の向上を図る企画を実施します。
- ⑤ 安全に十分注意し、事故を可能な限り未然に防止します。
- ⑥ 地域の各種競技会に参加し、他児童館や他地域の児童との交流の場を提供します。

(6) キッズルーム（子育て広場）の活動方針

乳幼児とその保護者が、自由に遊んだりくつろいだりするための専用の部屋として、安心して楽しく過ごせるように環境を整備するとともに、乳幼児と保護者がともに参加でき、成長できるような多様な活動を提供します。また、仲間づくりや情報交換ができるよう、支援します。

- ① 絵本や紙芝居の読み聞かせ、工作、手遊び、音遊びなど、乳幼児向けのさまざまな活動を企画し実施します。
- ② 専門の講師を招いて、ニーズにあった多様な活動を提供します。
- ③ 子育てについて自主的に考えられるような講話や相談会を企画します。
- ④ 年齢別の活動を継続的に実施し同年齢の乳幼児とその保護者が集い交流する機会を設けます。
- ⑤ アリーナや屋外で、子どもたちが体を動かして遊べるような活動を企画します。
- ⑥ キッズルーム内の情報掲示板やホームページを活用し、広報にも努めていきます。
- ⑦ 保育園や幼稚園に通っている乳幼児や保護者を対象とした活動を企画します。
- ⑧ 乳幼児等育児中の保護者（父親を含む）が、育児を離れストレス解消ができるよう、保護者対象の企画を行います。
- ⑨ プレパパ、プレママを対象としたヨガなどの活動を企画します。
- ⑩ 祖父母と楽しめる、昔遊びなどの活動を企画します。

(7) 特別な支援が必要な子どもに関する活動方針

こころや身体の発達に遅れなどの障害、行動や仲間との関わりなどに支援が必要な子どもたちも、プラザの施設や環境を利用し、安心して遊びや仲間との交流が出来る場を提供します。

- ① 家庭、学校、区等の専門機関等と連携をとり、支援が必要な子どもの情報を共有し、必要な記録をとり、ケース会議の開催などを通じて情報交換を行い、それを生かした見守り指導を行います。
- ② 遊びや企画を通して、仲間作りや交流が図れるよう支援します。

3. 活動計画

(1) 小学生対象の事業

プラザの設備や環境を利用し、自由に遊べることを基本として、児童が体力を増進し、豊かな情操を育むように支援していきます。

また、各年齢にあった企画を提案し、そのための環境を整え、放課後や学校休業日にも十分楽しめるような活動を行います。

- ① 「小学生の利用時間拡大」施策について、適切に対応・実施するよう検討していきます。
- ② スポーツ活動、パソコンの利用、造形活動など、設備・機材を利用して、体力の増進、情操の涵養ができるような場の提供と環境の整備を行います。
- ③ 遊びや企画を通して、仲間作りや異年齢交流が図れるよう支援します。
- ④ 自主的な活動、プラザ運営への参画を支援します。
- ⑤ 地域の青少年健全育成関係団体との協働による活動を検討し、実施していきます。

定期活動

【メディアルーム】

実施予定回数	活動	内容
通年	ペーパークラフト	パソコンを使った工作 (季節に関連するもの、車や人形、バッグ、箱等)
通年	ローマ字検定	ローマ字入力を習得し、検定を受ける

【クラフトルーム】

実施予定回数	活動	内容
通年	期間工作	おすすめの工作を月に1～2回、作り方の掲示や材料を用意し、提供

特別活動

【メディアルーム】

実施予定回数	活動	内容
年1～2回	ローマ字検定王	PCでのローマ字入力を楽しく習得し、競う
年3回	リクエストシアター ^新	子どもからのリクエストをもとに、映画などをステージの大画面で上映する

通年	月間企画	制作活動、絵画コンテスト 季節に関する活動 講師による企画（インターネット講習会等）
----	------	--

【クラフトルーム】

実施予定回数	活動	内容
通年	月間企画	テーマ・材料を決めての工作 リクエスト企画（ビーズ・小物作り等） 新
年3回	陶芸教室	講師による陶芸活動
年2回	高学年企画	高学年向けの材料、道具を使ったアクセサリ作り、工作等

【スタジオ I】

実施予定回数	活動	内容
年1回	伝統文化	講師を招いて伝統文化の体験（※）
年3回	音楽活動	職員による小学生の音楽活動（ハンドベル・バレエ 新 など）や 指導、館内発表会への出演 カラオケ等の遊びの提供
年1回	ことさん	講師による箏・三味線の体験指導、館内発表会への出演
年2回	ダンスレッスン	講師によるダンス指導

※歴史文化にふれる活動の一環

【アリーナ】

実施予定回数	活動	内容
通年	月間企画	集団遊びやスポーツ（卓球 新 ）企画 講師によるスポーツ企画 リクエスト企画 新 （一輪車、雪合戦等）
4月～10月	ドッジボール	港区児童館ドッジボール選手権大会に向けた練習を行う
年2回	アリーナ・シアター	子どものリクエストにより、アリーナで、映画等を上映

(2) 中高生対象の事業

中高生の成長を支援し、安心してくつろげる居場所となるよう努めます。また中高生の積極的な参加が得られるような企画を提案していきます。

さらに、参加する中高生が自主的・主体的に発案し、さまざまな活動を展開できるように支援していきます。

- ① 中高生居場所事業を実施し、中高生が安心して集え、楽しめる居場所づくりを行います。
- ② スポーツ活動、バンド・ダンス等の音楽・表現活動、造形活動、パソコンの利用、自主学習により、施設の設備・機材を活用して、体力の増進、文化・芸術活動などへの欲求を満たせるような場の提供を行います。
- ③ 施設に集う中高生が出会い、仲間として繋がり合えるような多様な活動を準備・用意します。
- ④ それぞれの持てる力を表現し、発表できる機会を設け、仲間と協力し、達成する喜びを味わえる活動を準備・用意します。
- ⑤ 「なんで～も委員会」での自主的な活動を支援します。
- ⑥ 異年齢集団のリーダーとしての活動を支援します。
- ⑦ 学校や地域の理解と共感が得られるような活動を行っていきます。
- ⑧ 職員が中高生にとって気軽に相談できる相手となるよう、また中高生との信頼関係を構築できるよう努めていきます。
- ⑨ 毎月発行している館だより「なんで～も・ステーション」中高生版において、中高生利用者の活動紹介ページを設け、中高生利用者がそのページ作成に参加できるような活動を行っていきます。
- ⑩ 定期的に「なんで～も委員会」を開き、子どもたちの意見を企画、運営に反映していくための機会とします。委員会活動が子どもの成長の場、館運営への参画の機会となるよう支援します。

定期活動

【なんで～も委員会】

実施予定回数	活動	内容
第3日曜日	委員会 (年間登録)	プラザ（館）の運営に関する話し合い、活動内容の検討など
通年	プロジェクト (企画チーム活動)	企画検討・実施準備、活動実施・片づけ

【中高生居場所事業】

実施予定回数	活動	内容
通年	まなび舎 in なんでも	ラウンジ内に専用の勉強コーナーを設置し、自主学習の場の確保 中高生の交流の場の確保
第2火曜日	NAN-CAFE	異学校、異学年の児童となんでもの職員やOB 大学生などが、菓子類や飲料を食べながら語り合い交流する「しゃべり場」
第3火曜日	NAN-COOK	異学校、異学年の児童となんでもの職員やOB 大学生などが、軽食を調理し食しながら語り合い交流する「しゃべり場」
通年	㊦ NAN-SPO	異学校、異学年の児童となんでもの職員やOB 大学生などとスポーツで交流する
第4日曜日	TBP	異学校、異学年の児童となんでもの職員やOB大学生などと、飲食を共にしながら、該当月に誕生日を迎える中高生のお祝いし、交流をする

特別活動

【中高生居場所づくり事業】

実施予定回数	活動	内容
年1回	館内宿泊「まなび舎 in なんでも」	・長期休業期間中の宿泊を伴った自主学習支援企画 ・大学生ボランティア等による学習支援
通年	㊦ まなびちゃん	・大学生ボランティア等による学習、スポーツ交流、進路相談会

【メディアルーム】

実施予定回数	活動	内容
通年	月間企画	映画等の上映会、パソコンを使った製作活動

【クラフトルーム】

実施予定回数	活動	内容
通年	月間企画	テーマ・材料を決めて行う工作など

【スタジオI】

実施予定回数	活動	内容
年2回	ダンスレッスン	講師によるダンス指導

【スタジオⅡ】

実施予定回数	活動	内容
通年 月1回	予約会議	スタジオ利用に関する次月の予約、連絡調整、バンド交流
年2回	バンド総会	バンド同士の交流、より良く利用するための会議
年2回	バンドレッスン	講師による演奏指導

(3) 全年齢対象の事業

特別活動

【ラウンジ】

実施予定回数	活動	内容
通年	月間企画	歌、紙芝居、読み聞かせ等 ボードゲーム大会、クリスマス会等の季節のお楽しみ会

【メディア】

実施予定回数	活動	内容
通年	メディア シアター	映画等の上映会

【クラフトルーム】

実施予定回数	活動	内容
通年	ワークショップ	テーマ・材料を決めての工作等
年4回	料理活動 クラ COOK	ランチ作り・おやつ作りなど ※乳幼児を除く。

【アリーナ】

実施予定回数	活動	内容
通年	アリーナに集合	子どものリクエストによる集団遊びやスポーツ ※乳幼児を除く。

4. 子育て広場事業

地域で子育て中の保護者と子どもが、安心して遊びや交流が出来る場を提供します。

- ① 乳幼児と保護者が自由に過ごすことを通して、子ども同士、保護者同士がつながりを持てるよう支援します。
- ② 発達段階に応じた遊びや企画、活動を提供していきます。
- ③ このほか、保護者向けの子育て支援として、以下のことを行います。
 - ・ 地域で子育てをしている保護者が気軽に利用でき、仲間づくりや情報交換ができ、交流ができる場となる「居場所づくり」を進めます。
 - ・ さまざまな企画、活動を行い、一人ひとりが自分の子育てに生かせるようにします。また、保護者対象の企画や自主サークルの支援を行い、幅広い視点で、よりよい子育てにつなげていきます。
 - ・ 民生・児童委員、港区の保健師、栄養士の協力による「たんぽぽクラブ」の活動を通じて、子育ての楽しさを共有できるよう相談活動を進めていきます。
 - ・ こころの東京塾など東京都の子育て応援事業やボランティアによる相談事業実施団体とも連携し、子育て応援を行っていきます。

(1) 「乳幼児と保護者」対象の事業

定期活動

実施予定回数	活動	内容	対象
通年 毎週月曜日 11:00～11:45	はいはい グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・手遊び、音楽遊び、工作、読み聞かせ、ふれあい遊び、運動遊び、食育など ・1年を通して参加できる登録者には、出欠ファイルを配布。 	H28.4.2 生まれ以降の乳幼児・保護者
通年 毎週月曜日 14:30～15:15	新 ねんね グループ		
通年 毎週金曜日 11:00～11:45	うさぎさん グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・手遊び、音楽遊び、工作、読み聞かせ、ふれあい遊び、運動遊び、食育など ・1年を通して参加できる登録者には、出欠ファイルを配布。 	H27.4.2～ H28.4.1 生まれの乳幼児・保護者
通年 毎週木曜日 11:00～11:45	こぐまさん グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・手遊び、音楽遊び、工作、読み聞かせ、ふれあい遊び、運動遊び、食育など ・1年を通して参加できる登録者には、出欠ファイルを配布。 	H23.4.2～ H27.4.1 生まれの乳幼児・保護者
通年 毎週木曜日 14:00～15:00	わいわい クラブ	アスレチック、リズム体操、かけっこ、集団遊び、ふれあい遊びなど	幼児(2歳～3歳程度)・保護者

通年 (毎月2~3回、火曜日)	FC NANDEMO	幼稚園児対象としたサッカーを中心とした運動遊び	幼稚園児・保護者
通年 (毎月第1、3水曜日)	なんで~もであそぼ 1, 2, 3	楽器遊び、歌遊び、リトミックなど音楽を主体とした活動	乳幼児・保護者
通年 (毎月第3火曜日)	アトリエ なんで~も	幼稚園児対象で、講師を招いた造形・絵画活動	幼稚園児・保護者
通年 (月1回)	ファミリー タイム	季節にちなんだ料理活動等(保育園児・幼稚園児も参加できるよう週末に行う)	乳幼児とその家族
通年 (毎月第2、4火曜日)	たんぼぼ クラブ	・民生・児童委員による子育て支援活動(手遊びタイム・ティータイムも行う) ・奇数月第4火曜日は、保健師、栄養士による育児相談会も行う)	乳幼児・保護者
通年(月~金)	お昼の体操	幼児向けのダンスを中心とした活動	乳幼児・保護者
夏季(月・火・木・金)	各グループ活動内「水遊び」・キラキラ☆プール	「ふれあい広場」での水遊び	乳幼児・保護者

特別活動

実施予定回数	活動	内容	対象
通年	みなと保健所との連携事業	歯科衛生士、環境衛生士の講話等	乳幼児・保護者
通年	講師による企画	骨盤リセットヨガ、リトミック、ベビーマッサージ、英語で遊ぼう等	乳幼児・保護者
通年	赤坂図書館との連携事業	各グループ活動内にて「おはなし会」	乳幼児・保護者

(2) 保護者対象の事業

定期活動

実施予定回数	活動	内容	対象
通年 (月1~2回・	新 な~んでも「お聞きします」	日本ガーディアン・エンジェルズから派遣されたボランティア相談員「スマイル	乳幼児の保護者

土曜日)	(日本ガーディアン・エンジェルズとの連携事業)	さん」(心理士等)による相談活動	
通年	子育て支援 保護者対象企画	製作活動、スポーツ、調理等	なんで～もを利用している 乳幼児の保護者

特別活動

実施予定回数	活動	内容	対象
年1～2回	早期からの 「しつけ」の後押し事業 (東京都事業)	講演会、グループ討論会	乳幼児の保護者
年1回	ノーバディーズ・パー フェクト・プログラム	子育て中の親のグループワーク (親支援プログラム)	0～2歳の子ど もの母親
年1回	赤坂消防署との 連携事業	乳児の救命救急講習会	乳児の保護者

(3) 妊婦対象事業・父親対象事業・祖父母対象事業

特別活動

実施予定回数	活動	内容	対象
年1～2回	プレママ応援企画	マタニティヨガ、パステルアート(アートセラピー)、子どものおもちゃ作り等	妊婦
年1～2回	イクメン応援企画	アウトドア活動、制作活動等	なんで～もを利用している 乳幼児の父親
年1～2回	イクジイ・イクバア 応援企画	昔遊び、料理活動等	なんで～もを利用している 乳幼児の祖父母

5. 「年間行事」計画

(1) 行事計画に基づく行事 (下表の※は、一般行事から「年間行事」に格上げして開催。)

月	乳幼児	小学生	中高生	内容
4		新入生歓迎会		小・中・高の新一年生に対して、祝福・歓迎する行事
5	こどもの日行事			子どもの成長と健康を願うための行事
	春のアウトドアスポーツ			児童が野外でスポーツを楽しむ外出行事
6	ロハスキッズ			乳幼児の年齢別グループ活動の交流行事を行う
			中高生交流行事	文化やスポーツに親しみ、中高生の交流を深める行事
	親子交流行事			親子で親しみ、保護者同士の交流を図る行事
7	納涼祭 (高齢者施設と共催)			高齢者施設と共催し、地域の方々と楽しむ夏祭
8		低学年 バスハイク		バスを使用して外出を楽しむ行事
		高学年 キャンプ		自然環境の中で、宿泊を通じて、体験と交流を深める行事
			中高生館内宿泊 泊よるで〜も	館内での宿泊を通し、中高生の交流を深める行事
			※サマーライブ	中高生による音楽表現活動の発表をする行事
	※	アリーナ おばけやしき		アリーナにおいて「お化け屋敷」を楽しむ行事
		プラネタリウム		
9	乳幼児バス ハイク			乳幼児とその保護者を対象に、バスを使用して外出を楽しむ行事
		SWING 赤坂		地域商店街行事において当館活動の発表を行う
	新	15周年記念パーティー		プラザ開設15周年目を祝う
10		あきる野市里山体験		あきる野市の自然に触れ環境学習を行う行事
	キッズシアター			乳幼児の年齢別グループ活動の交流行事を行う
		ドッジボール大会		港区の児童館が集まって、ドッジボール大会を行う行事
		みなと区民まつり		
11	文化祭典			文化・芸術活動の展示と発表を楽しむ行事
	共育フェスティバル			赤坂・青山地区協働行事に参加し、工作ブースの出店、当館活動の発表を行う
12	たんぽぽクラブ クリスマス会			民生・児童委員「たんぽぽクラブ」との共催で乳幼児対象のクリスマス会を楽しむ行事
		児童館交流会		港区の児童館が集まって、活動の成果を発表する行事
2	節分・もちつき大会 (高齢者施設と共催)			高齢者施設と共催で、季節の伝統行事及びもちつきを楽しむ行事
			中高生音楽 表現発表会	中高生による音楽表現活動(バンド・ダンス)の発表を行う行事
		児童館 交歓フェア		東京都主催「児童館交歓フェア」に出演し、当館活動の発表を行う
3	キッズランド			乳幼児の年齢別グループ活動の交流行事を行う
		新 クラブカーニバル		各クラブの活動のまとめ、および活動の成果を発表する
			紙すき体験	福井県越前市で伝統工芸を学ぶ行事 (2泊3日)

(2) 連携行事

月	乳幼児	小学生	中高生	保護者	連携機関
5月 9月	交通安全教室				赤坂警察署 (スクールサポーター)
6月			プラザカップ (フットサル)		赤坂、港南、高輪、神明、麻布、 芝浦の6プラザ
8月			港区6館 合同LIVE Minato Music Mates		赤坂、港南、高輪、神明、麻布、 芝浦の6プラザ
9月	SWING 赤坂				赤坂まちづくり代表会議等
10月		港区児童館ドッジ ボール選手権大会			港区内の12児童館・プラザ
11月 3月	火災予防講話				赤坂消防署新町出張所
11月	赤坂・青山共育 ^{ともいっ} フェスティバル(檜町公園)				赤坂・青山共育情報局 赤坂地区総合支所協働推進課
12月		港区児童館交流会			港区内の12児童館、プラザ
2月		東京都児童館交歓フェア			東京都児童相談センター事業部 児童館支援
2月		港区小学生 バスケット ボール大会			港区内の各クラブチーム
			中高生バスケ 交流大会		赤坂、港南、高輪、神明、麻布、 芝浦の6プラザ
3月			プラザ交流大会 (フットサル)		赤坂、港南、高輪、神明、麻布、 芝浦の6プラザ
			福井県(越前市) 紙すき体験		福井県和紙工業協同組合

※乳幼児の連携事業については、子育て広場事業内にて記載。

6. クラブ・サークル活動

児童の興味、関心をもとに、学校・年齢を超えたグループによる継続的な活動を支援します。

- ① 子どもたちによる主体的な活動や運営、興味・関心の深まり、仲間意識の芽生えと深化、専門技術の向上などを支援します。
- ② 随時、活動報告などの情報公開及び新規メンバーへの呼びかけを行い、子どもたちの輪を広げていきます。
- ③ 活動の成果を発表する場を設け、幅広い自主活動を支援していきます。

【29年度クラブ活動予定グループ】

実施予定回数	クラブ名	講師指導	内容	対象
月4回 (学校休業日を除く)	レッツ!バトン!!	○	バトントワリング・チアダンス	小学生～ 中高生
月1回	クッキング	×	料理活動・お菓子作り	小学生～ 中高生
月4回 (学校休業日を除く)	ムジカ・ディ・バンビーノ	×	合唱・合奏	小学生～ 中高生
月3回程度	SD	×	ソーラン節ほかダンス	小学生～ 中高生
月2回	NDM5	○	フットサル	小学生
月4回 (学校休業日を除く)	バスケやろう	○	バスケットボール	小学生～ 中高生

7. 相談活動

児童や保護者が各々抱えている悩み等を気軽に相談できるよう、相談担当職員を選任し、日常的に相談を受け付ける体制を作ります。

また、子育て相談に関して、定期的に相談会を開き、相談しやすい環境を整備します。

職員は、相談を受ける中で児童や保護者の抱える悩みや問題を受け止め、寄り添い、共に考え、問題の解決に向けて支援します。

虐待などの発見や予防にも留意するとともに、必要に応じ学校や専門機関と連携し、問題解決に取り組みます。

このほか、子育ての悩みから中学生・高校生の思春期の悩みといった多様な相談に対応できるよう、職員の資質の向上に努めます。

(1) 児童

職員は児童の抱える悩みを把握するように努め、共に考える場があることを知らせていきます。

- ① 児童の相談を受ける際には、プライバシーに配慮します。また、受け付けた相談については相談記録表に記入し、相談内容に応じて継続的な相談に応じ、悩みや問題の解決に向けて支援します。
- ② 電話やメールでも相談を受け付けていきます。

(2) 子育て相談

- ① 職員は保護者の抱える悩みを把握するように努め、共に考える場があることを知らせていきます。
- ② 保護者の相談を受ける際には、プライバシーに配慮します。また、受け付けた相談については相談記録表に記入し、相談内容に応じて継続的な相談に応じます。
- ③ 子育て相談に関する専門の講師による講座を企画します。
- ④ ノーバディーズ・パーフェクト・プログラムなどの開催を通し、悩みが深くないうちに親同士が相談し合い、情報交換し解決していけるよう、子育てネットワークづくりを支援します。
- ⑤ 電話やメールでも相談を受け付けていきます。

8. 子ども・保護者委員会

子どもの視点、利用者の立場に立って運営に取り組むため、子ども及び保護者が気軽に参加し発言できる懇談会を開催し、利用ニーズに合った運営を目指します。

実施予定回数	活動	内容	対象
年2回	本音で語ろう会	楽しかったことや、やってほしいこと、館への要望などを自由に話し合う。	乳幼児～保護者
年2回	新 小学生なんで～も語ろう会	館内のルールや企画などを発案し、実現できるよう小学生同士で話し合う。	小学生

9. 国際交流活動

港区内に大使館や外国企業が多く存在するという環境にあることから、児童が広く海外に目を向け、仲間の輪を広げ、さまざまな国の人たちとの交流ができるよう支援します。

- ① 英訳した掲示や配布物などを用意し、外国人の児童・保護者でも施設を利用しやすいよう環境を整備します。
- ② 外国の文化や風俗、習慣などを理解するきっかけとなるような活動を企画していきます。
- ③ 地域の大使館や外国企業、関連団体と連携し、協力関係を築いて活動していきます。

特別活動

実施予定回数	活動	内容	対象
年2回	世界の料理	外国の食文化について知る (食育事業と連携)	小学生～中高生

10. 高齢者施設（サン・サン赤坂）との交流

高齢者施設が併設されているという特長を活かし、世代間交流ができるよう支援して、高齢者を身近な存在と感じ、敬いや思いやりの気持ちを育みます。

- ① 高齢者とのふれあいや交流を目的とした行事を企画していきます。
- ② 児童・高齢者施設間で、日常的な訪問や交流ができるよう連携していきます。
- ③ 近隣の赤坂いきいきプラザとの共催で事業を実施する等により、併設の高齢者施設以外の元気な高齢者との交流も図っていきます。

【企画活動】

月	活動	内容	対象
5月	サン・サン赤坂ツアー	「サン・サン赤坂」利用者との交流及び高齢施設での活動についての紹介	乳幼児～保護者
6月	しゃぼん玉あそび	ふれあい広場において「シャボン玉」遊びを通じた交流	乳幼児～保護者
7月	七夕会	・デイサービスを訪問し七夕飾り作りを高齢者と一緒に行う。 ・竹笹への飾り付けを高齢者と一緒に行う	乳幼児～保護者
8月	スイカ割り	スイカ割りイベントを高齢者と一緒に楽しむ	乳幼児～保護者
	盆踊り交流	デイサービス行事への参加	乳幼児～保護者
	プラネタリウム交流	アリーナにおいて行うプラネタリウムと一緒に楽しむ	乳幼児～保護者 地域住民
	打ち水交流	夏の毎週月曜日午後の時間、乳幼児プールで使用した水を利用して打ち水を行う。	乳幼児～保護者
9月	敬老会	サン・サン赤坂の各フロアを訪問	乳幼児～保護者
	いきいきプラザ展覧会	赤坂いきいきプラザ主催利用者展覧会への出品	乳幼児～保護者 地域住民
10月	ハロウィン交流	ハロウィンの仮装をしてサン・サン赤坂各フロアを訪問	乳幼児～保護者
11月	文化祭交流	・乳幼児グループ、小学生音楽クラブがサン・サン赤坂の各フロアを訪問 ・文化祭においてデイサービス利用者による合唱の発表 ・赤坂いきいきプラザ利用者の作品を展示	乳幼児～保護者 地域住民
	おやつ作り交流	アリーナにおいておやつを食べたり、ゲームをしたりして楽しむ	乳幼児～保護者
12月	クリスマス会	アリーナにおいてクリスマス会を行う	乳幼児～保護者 地域住民
1月	新年あいさつツアー	サン・サン赤坂の各フロアを訪問し、新年のあいさつ交流を行う	乳幼児～保護者
2月	節分・もちつき	季節の伝統行事「節分」及び「寒餅」つきを高齢者と一緒に行う。	乳幼児～保護者 地域住民
3月	春の音楽会	アリーナにおいて、高齢者と児童が出演・披露しあって音楽会を楽しむ。	乳幼児～保護者 地域住民

【不定期活動】

- ・ 定期活動のほか、サン・サン赤坂各フロアへの訪問及び高齢者を「なんで～も」へ招待するなど、お互いのスケジュールを調整しながら交流を行う。
- ・ 「なんで～も」で所蔵している絵本などの書籍の貸し出ししたり、「なんで～も」スタッフによる出張パネルシアター上演などを行う。

11. 地域交流活動、歴史文化にふれる活動

地域と結びついた児童の健全な育成を図るために、地域と積極的に交流し、地域に開かれた施設を目指していきます。

- ① 地域の代表による「地域懇談会」を実施し、情報提供と意見交換を行います。
- ② 学校や警察、民生・児童委員、青少年委員など子どもに関する地域の関係者・関係機関と日常的に連携、協力していきます。
- ③ 地域の方々にプラザの行事などへの参加を呼びかけるとともに、地域行事への積極的な参加や協力に取り組みます。
- ④ 他の中高生プラザとの交流試合、音楽活動などを通して交流を深めます。
- ⑤ 地域固有の歴史や文化を理解し、地域に対する興味・関心を深める活動を行います。
- ⑥ 赤坂地域の歴史を学び、児童が地域を愛し、誇りを持てるよう支援します。

【企画活動】

実施予定回数	活動	内容	対象
年4回	咸臨丸（かんりんまる）探検隊	赤坂地区近隣の施設等を訪問し、赤坂地域の歴史を学ぶ。	小学生 中高生 保護者
		近隣の公園へおでかけ。	乳幼児とその保護者 （祖父母も含む）

12. ボランティア活動

地域に根ざした児童館を目指すため、ボランティア担当を配置して、児童のボランティア精神を育み、積極的にボランティア活動を行います。

ボランティアで協力していただける地域の方を積極的に受け入れます。

また、利用者にボランティア活動に関する情報を提供し、活動を支援します。

- ① 活動により、地域に貢献するとともに、児童のボランティア意識を涵養します。
- ② 児童が「地域の一員である」という意識を高めるよう支援します。
- ③ 積極的にボランティアを受け入れ、開かれた施設づくりを目指します。
- ④ ボランティアの方々の知識や経験、技能などを活用して、ボランティアとの交流により、子どもたちの世界を広げる機会を提供します。

【企画活動】

実施予定回数	活動	内容	対象
年3回	チャレンジ戦隊！ ボラレンジャー	港区ボランティアセンター「かがり」事業（暑中見舞い、年賀はがき等）への協力や、地域の清掃などのボランティア活動	乳幼児～中高生

13. 食育活動

「食」に関する知識を育成するため、食育活動を行います。また児童自らが自分の健康を守り、健全で豊かな食生活を送れ、「食事の管理能力」が育つよう支援します。

- ① 食に対する知識を高めるとともに、食の大切さを伝えることを目的として、専門講師による講話や料理の会を実施します。
- ② 食材の生産流通や、植物の成長の過程を学ぶ等、食をより身近なものに感じられるよう栽培活動などの参加体験型の企画を実施します。
- ③ 日本や外国の食文化に触れ、外国との相互理解を深められる行事などを企画します。また、日本の食文化を知ることにより、食に関する意識を高めるよう支援します。
- ④ 定期的な調理活動を通じて、多くの児童が食に親しめる機会を設けます。
- ⑤ 親子で一緒に調理して味わうなど、子育て中の保護者と児童とが一緒に食を楽しむ機会を設け、家庭におけるコミュニケーションが広がるよう支援します。

【企画活動】

実施予定回数	活動	内容	対象
年6回	調理活動	季節の料理等の調理企画	乳幼児～ 保護者
年3回	講師活動	講師による調理等の企画	乳幼児～ 保護者

IV 学童クラブ（放課後児童健全育成事業）

1. 学童クラブ事業

（1）運営方針

学童クラブは、放課後、保護を必要とする児童にとって心のよりどころとなり、安心して過ごせる生活の場となるとともに、友達との交流やさまざまな遊びを通して、児童の可能性を広げ、成長発達に向けて、一人ひとりへの細やかな配慮と働きかけを行いつつ、運営を行っていきます。

- ① 児童が毎日安心して楽しく通えるよう、保護者とともに、児童への理解を深めていきます。
- ② 基本的な生活習慣を身につけていけるよう、働きかけをしていきます。
- ③ 日常のおやつや夏期休業期間の食事作りなどの活動を食育の視点をもって提供し、児童の健やかな成長を支援します。また、子ども一人ひとりの食物アレルギーを把握し、アレルギー対応を行います。
- ④ 学童クラブルームを拠点としながら、プラザ全体を活用し、スポーツ、工作、パソコンなどの活動や行事などを通して、児童一人ひとりの創造的な世界を広げていけるよう支援していきます。
- ⑤ 学童クラブルーム内だけでなく、学年を超えて、一般来館児童との交流も図っていきます。
- ⑥ 外出や誕生会などの学童クラブ独自の集団活動を通じ、生活の場である学童クラブに親しみ、集団活動ができるようにしていきます。
- ⑦ 入会希望者が定員を超えた場合は、学童クラブに準じて弾力的に対応します。
- ⑧ 高学年生は第2学童クラブルームを使用することを基本とし、高学年生としての自覚を培い、自主性を尊重しつつ低学年生をリードし守る立場にあることを学ぶことができるよう支援します。
- ⑨ 保護者の子育てに関する悩み等に対しても、積極的に相談に応じ、保護者とともに子どもの成長を支援する存在であるよう努めます。

（2）子どもとの関わり

子どもたちがのびのびと生活し、安心して過ごせる場となるよう、職員との信頼関係の構築や環境整備を行っていきます。また、子ども同士についても、お互いが楽しく気持ちよく過ごせるよう、相手を思いやる気持ちを育てるなど、集団生活に必要な成長を促していくよう配慮します。

- ① くつろげるスペースを設置したりし、片付けしやすいように遊具の配置を工夫するなど、環境整備を行っていきます。
- ② 特別な支援が必要な子どもについては、集団の中で安心して過ごせるようサポートし、個々

の状態に応じた配慮をしていきます。

- ③ 学童クラブ独自の行事などを設け、子どもたちが学童クラブに対して帰属意識を持ち、より親しみが持てるよう、また、家庭で行えない部分を補完できるよう努めます。

【対象：学童クラブ在籍児童】

実施予定月	活動	内容
通年	グループ活動	集団の縦割編成による異年齢交流
毎月1回	誕生会	その月の誕生児を祝う会
4月	新入生歓迎会	集団ゲームを楽しみ、友だち作りのきっかけとする
年3回	外出行事	長期休みに皆で外出する機会をつくる
8月	手作り ランチパーティー	自分たちで昼食を作って食べる
8月	● 交流ランチ	サン・サン赤坂の利用者と一緒に昼食を食べる
12月	クリーンプロジェクト &年越しパーティー	自分たちのクラブ室を清掃後、お楽しみ会をして楽しむ
3月	お祝いパーティー	卒業や進級を祝う会を開く

(3) 家庭との連絡と相談活動

連絡帳や個人面談を通してそれぞれの児童の様子を伝え合い、保護者との信頼、協力関係を築いて、個々の状況や問題に関して、ともに考え対応します。

また、保護者会や親子行事も開催し、同じ環境で子育てをしている保護者同士が交流し合える場を設けるとともに、職員と保護者が協力して子どもを育てるという視点から、一緒に児童の成長を見守っていくという姿勢を基本にしていきます。

さらに、児童の健全育成を目指す立場に立って、必要に応じて専門機関とも連携し、問題の解決を図っていきます。

【対象：学童クラブ在籍児童の保護者】

実施予定月	活動	内容
年2回	個人面談	保護者との面談による要望、児童の状況の把握 (第1回は1年生、第2回は希望者)
年3回	保護者会	保護者との意見交換・交流を図る
3月	入会説明会	新年度学童クラブ入会対象者の説明会

【学童クラブ在籍児童・保護者が参加する活動】

実施予定月	活動	内容
7月	納涼祭出店	親子が協力し、納涼祭で出店する
年2回	親子ふれあいイベント	親子が一緒になって楽しめ、他の家族と交流する機会を設ける。※内1回は、保護者主催でお泊り会を行う

(4) 学校等との連携

お便りの交換や、様々な話し合いの場を通して、学校や放課GO→赤坂との協力関係を築いていきます。学童クラブの児童が個々に抱えている問題に関しては、お互いに情報交換し、多角的な視点で児童を捉えながら、速やかに解決を図っていきけるように努めます。

また、災害や不審者との遭遇などの緊急事態が起きたときの下校については、学校と密接に連携し、安全に対処できるよう体制を整備していきます。

2. 日常活動計画

来室から帰宅まで、学童クラブルームを拠点に、プラザ内の各部屋で自由に過ごすほか、様々な企画に参加できるよう職員が見守ります。また、おやつタイムや帰りの会などを設けて、学童クラブで過ごす際の必要な「きまり」や生活リズムが身につくように支援します。また、高学年に関して、おやつや帰宅時間については、声掛け程度とし、自立を促します。

(1) 日課表

【学校がある日の例】

13:30~	来室 宿題 あそび
15:00	おやつ開始
16:30	おやつ終了
17:00	帰宅開始 (「送り」2回)
19:00	退室

【学校休業日などの例】

8:00~	来室 勉強タイム あそび
12:00	昼食の準備、 お弁当 片付け・休憩
13:00	あそび
15:00	おやつ開始
16:00	おやつ終了
17:00	帰宅開始 (「送り」2回)
19:00	退室

(2) おやつを提供

保護者から毎月預かるおやつ代を使い、毎日午後3時から4時30分の間におやつを提供します。栄養面・安全面に配慮し、子どもたちが適切なエネルギー補給ができるよう工夫していきます。アレルギーのある子どもに対しても、保護者に状況を確認した上で、別のメニューを用意するなど、個別の対応をとります。

また、毎週水曜日に、プラザに併設されている高齢者施設の厨房で、手作りのおやつ（おにぎり・からあげ・やきそばなど）を調理してもらい、子どもたちに提供します。メニューは、高齢者施設の栄養士や厨房の担当職員と話し合いながら毎月献立を決め、栄養面や子どもの嗜好を考慮して調理し提供します。これらのメニューは、保護者向けの学童クラブのお便り（「スター通信」）に毎月掲載します。

さらに、月1回のお誕生会の日には、厨房で調理したバースデーケーキを提供し、子どもたちのリクエストに応えアニメのキャラクター等をデコレイトするなど、子どもに喜ばれるよう工夫します。

(3) 安全の確保

保護者の協力を得ながら、出欠の把握を徹底するとともに、子どもたちに対しても、安全確保の意識が高まるよう、日常的に指導します。

学童クラブに在籍する児童の居住地域が広範囲に及ぶため、児童の帰宅時の安全を図れるよう、年間を通じて、「17時帰り」、「17時45分帰り」の2グループに分け、職員が赤坂小学校までの「送り」を実施します。また、これを通して、集団下校の仕方についても指導していきます。加えて、5月上旬までは、学童クラブ担当職員が新一年生を対象に赤坂小学校への「迎え」、さらに、冬期（10月中旬～2月中旬）には、日暮れが早いことから、低学年を対象に赤坂小学校の先（乃木坂駅付近・カンボジア大使館付近）まで距離を延長して「送り」を行うなど、児童の状況に応じて対応します。

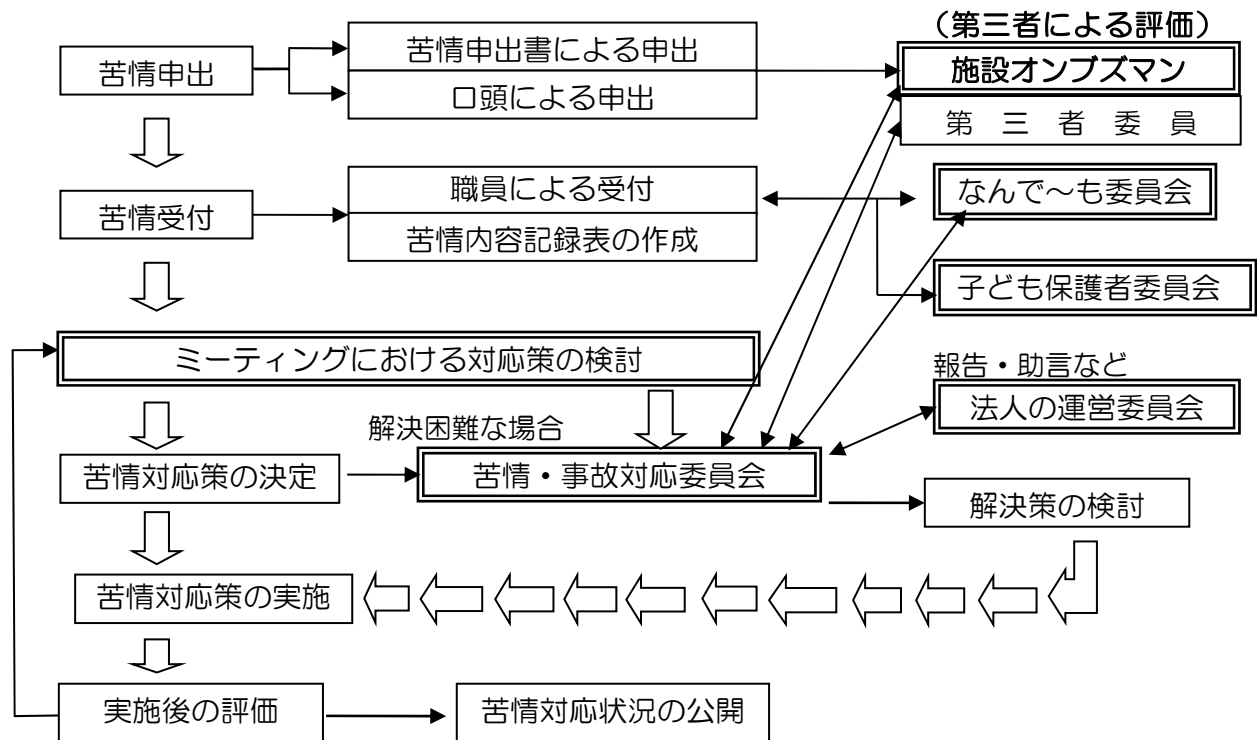
また、港区学童クラブ見守りシステム事業を実施要項等にしながら、適切に運用します。

V 苦情対応システム

1. 基本方針

- ① 利用者の立場に立ったサービスの質の向上のため、積極的に苦情対応に取り組みます。
- ② 職員全体での迅速な対応を行うことを基本とします。
- ③ 対応の困難な課題については、苦情対応委員会で効果的な対応を図ります。
- ④ 公正な対応を図るため、施設オンブズマン制度の活用や対応策等の掲示を行います。
- ⑤ 苦情対応の仕組みを整え、随時、利用者の意見・要望を聞けるように「対応窓口」を設け、意見申出箱を設置します。
- ⑥ サービス評価活動と連携し、苦情対応内容をサービスの計画的改善に反映します。
- ⑦ 「なんで～も委員会」「本音で語ろう会」等を開催し、児童の意見や提案を運営に反映できるようにします。

2. システムのフロー図



3. 責任者と窓口

苦情対応責任者	理事長、館長
苦情対応窓口	課長、係長、主任、担当職員

VI 第三者評価

利用者、関係者から利用に関する評価や意見を広く求め、サービスの改善、質の向上に向け取り組んでいきます。港区が直接、評価機関を選定しサービス評価を受審することとしています。

- ① 組織運営及びサービスの現状について、第三者評価機関による客観的な評価を受けることにより、施設目的を果たしているかどうかを把握・検証する機会とします。
- ② 利用者調査を通じて、子ども及び保護者などの意見・要望を把握するとともに、今後のサービス向上のための参考とします。
- ③ 事業所としての自己評価を通じて、組織運営及びサービスの現状を振り返り、把握して、組織内部の課題等を職員間で共有し、点検・改善する機会とします。
- ④ 評価結果については、報告書を利用者の閲覧に供するほか、ホームページにも掲載して、広報、公表していきます。

VII 利用者への適切な対応

利用者の個人情報保護を基本に、適切な対応に取り組んでいきます。

また、赤坂子ども中高生プラザでは、利用者の顕著な特徴として、乳幼児から中高生、大人までの幅広い年齢層の利用とともに、赤坂・青山地域のみならずそれ以外の地域の方々、外国人の方々も来館されています。こうしたことを念頭に置き、法人の職員倫理綱領ガイドラインを踏まえて、次のようなサービスマナーで対応します。

(1) 来館者への対応

- ① 来館の目的をしっかりと把握した上で、目的に沿った案内・対応を行います。
- ② すべての人に親切、丁寧に、かつ誠実に対応します。
- ③ 利用者を第一に考え、利用者の満足度の向上を目指し、サービスの充実に努めます。

(2) 児童に対する対応

- ① 職員は、児童にとって親しく身近な存在となるとともに、児童の社会的な成長の支えとなるように心がけます。
- ② 児童の呼び方については、児童の個性や年齢層に配慮して適切に対応していきます。
- ③ 危険や暴力的な行為・言動については、児童の健全育成に携わり教育の一端を担っているという自覚をもって良識ある態度をとっていきます。
- ④ 児童の言葉遣いやマナーについては、必要に応じ指導していきます。

(3) 職員の日常的な心掛け

- ① 常に名札をつけ、児童や保護者などにも分かるようにします。
- ② 丁寧な言葉遣いをするよう心がけ、明るく元気な態度で接します。
- ③ 清潔や安全などの施設環境に配慮するとともに、状況に応じた適切な対応に努めます。
- ④ 区立施設であることを常に意識するとともに、児童を取り巻く環境や区政の動きなどの情報を職員間で共有し、職員全体でプラザ運営の質的向上に努めます。
- ⑤ 勤務中は、活動しやすい服装、履物で、対外的にもふさわしい服装を心がけます。

(4) 結び

来館した児童・保護者が気持ちよく利用でき、「また来館したい」と思ってもらえるように接し、溢れるサービス精神とホスピタリティをもって日々運営するよう心掛けます。